

## 「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る 郵政民営化委員会の方針（令和3年10月）」に対する見解

生保労連は、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行って参りました。

こうした中、6月9日に日本郵政がかんぽ生命株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣へ届け出たことを受け、8月23日に郵政民営化委員会より、「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」が示されました。

これを受け、生保労連として、関係者ヒアリング・意見募集を通じて、「他の生命保険会社との競争関係」「郵政民営化委員会の果たすべき役割」について以下の認識を示すとともに、「新規業務に関する調査審議の方針」について具体的な要望等を申し述べて参りました。

- 日本郵政による金融二社株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制の運営については、郵政民営化法および附帯決議で示された論点が十二分に配慮され、実効性あるものとされることが大前提である
- 日本郵政のかんぽ生命株式保有割合の低下は進められたものの、その水準は郵政民営化法上で規定された50%をкаろうじて下回る49.9%であり、今後の株式完全売却への明確な道筋は未だ示されていない。政府の間接出資も引き続き残る中、長きに亘り国の信用力を背景に事業展開を行ってきたかんぽ生命に対する国民の信頼感、いわゆる「暗黙の政府保証」は未だ払拭されてはいない。  
「他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれの低下」など到底ありえない
- 新規業務に係る届出制について、郵政民営化法改正時の国会審議において、衆参両院で「単なる届出制でなく」とされた附帯決議が実効性のある運用をなされることが必要であり、郵政民営化委員会においても、民間会社との適正な競争関係、業務内容に応じた適切な態勢整備の状況等、実効性のある評価・検証等がなされるべき

こうした経緯の中、昨日、郵政民営化委員会が開催され、「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和3年10月）（以下、「本方針）」があらためて公表されましたが、その内容は、意見募集に付された内容と何ら変わるものではありません。

この点、「民業圧迫」をはじめ、これまで生保労連が申し述べてきた危惧・懸念等に対する配慮がなされたものとは到底受け止めることはできず、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

加えて、郵政民営化法改正時に「単なる届出制でなく」との附帯決議がなされている中であって、行政手続法の「届出」に関する規定を根拠として、「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用」が取りまとめられている点は、到底理解できるものではなく、民営化委員会より明確な認識が示されることが必要と考えます。

生保労連は生保産業唯一の産業別労働組合として、仮に、なし崩し的にかんぽ生命の業務範囲の拡大・新規業務の取扱い等がなされるようなことがあれば、25万組合員の雇用・処遇にも大きな影響を与えかねないとの危惧・懸念から、これまで様々な場で、営業現場でお客さまと向き合っている組合員をはじめとする民間生命保険会社で働く仲間の声やお客さまの声をお伝えするとともに、そうした声に基づく我々の考え・認識を申し述べ、公平・公正な競争条件の確保を要望してまいりました。

郵政民営化委員会においては、今後、本方針を受けたかんぽ生命の新規業務に関する届け出制の実際の運用に際して、こうした我々の危惧・懸念を十二分に踏まえた慎重かつ真摯な調査審議が行われること、加えて、議論・運営の透明性ならびに委員会の公平・中立性を確保・担保するための実効性のある対応がはかられることをあらためて強く要望いたします。

生保労連は生保産業唯一の産業別労働組合として、民間生命保険会社で働く者の雇用や生活への影響を引き続き注視するとともに、今後、新規業務として具体的に届出のなされる案件およびその運用を注視し、適宜に必要な対応をはかってまいります。

令和3年10月14日  
全国生命保険労働組合連合会